

第1期第1回中野区子どもの権利委員会
(令和4年6月11日)

午前10時00分開会

事務局(子ども政策調整係長)

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第1期第1回中野区子どもの権利委員会を開催いたします。本日進行役を務めさせていただきます、子ども教育部子ども・教育政策課の富士縄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、次第の第1部、委嘱状交付式でございます。酒井区長より、お一人ずつ委嘱状をお渡しいたします。こちらからお名前をお呼びさせていただきますので、その場でご起立いただいてお受け取りくださいますようお願いいたします。

酒井区長

委嘱状、内田塔子殿。あなたを第1期中野区子どもの権利委員会委員として委嘱します。任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日まででございます。中野区長酒井直人、どうぞよろしくお願いいたします。

内田委員

よろしくお願いいたします。

酒井区長

田谷幸子殿、よろしくお願いいたします。

田谷委員

よろしくお願いいたします。

酒井区長

林大介殿、よろしくお願いいたします。

林委員

お願いします。

酒井区長

委嘱状、相川梓殿、どうぞよろしくお願いいたします。

相川委員

よろしくお願いいたします。

酒井区長

委嘱状、小保方珠実殿、どうぞよろしくお願いいたします。

小保方委員

よろしくお願いいたします。

酒井区長

委嘱状、別當知代殿、どうぞよろしくお願ひいたします。

別當委員

よろしくお願ひします。

酒井区長

委嘱状、大橋正明殿、どうぞよろしくお願ひいたします。

大橋委員

よろしくお願ひします。

酒井区長

委嘱状、草野由佳殿、どうぞよろしくお願ひします。

草野委員

よろしくお願ひします。

酒井区長

委嘱状、高木亀介殿、どうぞよろしくお願ひします。

高木委員

よろしくお願ひします。

事務局(子ども政策調整係長)

本日は、資料4の委員名簿にございます隅田亜弓様におかれましては、本日欠席となつてございます。本委員会は総勢10名でございます。それでは続きまして、酒井区長よりご挨拶申し上げます。

酒井区長

皆さん、おはようございます。ただいま委嘱状をお渡しいたしました。第1期中野区子どもの権利委員会、本当に今日が第1回目ということでございますね。お引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この3月に、中野区子どもの権利に関する条例を制定いたしました。これに関わられた方もいらっしゃると思いますけれども、この条例をつくる際の審議会は、中野区政、始まって以来の熱い審議会と言われておりまして、オンラインで宿題とかもたくさん出て、皆さん熱心に議論いただきまして、できた条例でございます。これは、中野区始まって以来の区民参加による条例ということで、大変誇らしく思っております。

この条例ができただけではなく、これを始まりとして、中野区の子育て先進区を実現する中

でも、この子どもの権利に関する条例を区政の基本理念として、これから進めていきたいと思っております。この子どもの権利に関する条例の前文のところに「私たちは、子どものパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます」そして、「子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進する」と宣言しております。

この条例の理念を具現化して、子どもに関する政策に反映させて推進していく、これは大変必要なことですが、まさにこの委員会において、子どもに関する取組についてご議論いただいて、区政に関してどんどん提言をいただくということで、これから区政が進んでいくと思っておりますので、ぜひ皆様、攻めの委員会ということでやっていただければと思います。

私も皆さんの委員会からのご意見をしっかり踏まえながら、区政のエンジンとして使わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

事務局(子ども政策調整係長)

ありがとうございました。区長は公務のため、ここで退席をいたします。

酒井区長

どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、初めに本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、初めに「第1期中野区子どもの権利委員会(第1期)次第」があります。続きまして、資料1、「中野区子どもの権利に関する条例」資料2、「中野区子どもの権利に関する条例施行規則」資料3、「第1期中野区子どもの権利委員会事務局名簿」資料4、「第1期中野区子どもの権利委員会委員名簿」資料5、「第1期中野区子どもの権利委員会への諮問について」資料6、「第1期中野区子どもの権利委員会運営上の申し合わせについて(案)」資料7、「第1期中野区子どもの権利委員会の開催スケジュール(令和4年度)」資料9、「検討用基礎資料」資料10、「条例制定に係り聴取した子どもの意見」、こちらの資料となっておりますが、お手元にはない資料はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第に沿いまして、第2部子どもの権利委員会の内容に入ります。

次第の1、中野区子どもの権利に関する条例及び条例施行規則の確認につきまして、本委員会に関する規定についてご説明いたします。まず、資料1、「中野区子どもの権利に関する条例」をご覧ください。

こちらの第22条でございますが、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画

(以下、「推進計画」)や、取組状況を検証するため、区長の附属機関として本委員会を設置いたします。また、推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関することについて調査や検討を行い、意見を述べていただくことが、こちらの委員会の目的となっております。

次に、資料2、「中野区子どもの権利に関する条例施行規則」をご覧ください。こちらの施行規則の第5条でございますが、後ほど、会長・副会長を互選で選んでいただきます。

それから、第6条でございますが、委員会は会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないというふうになってございます。また、議決をすることもできません。このような記載になってございます。

続きまして、第7条でございますが、事務局は子ども教育部となっております。

続きまして、次第の2、事務局の紹介でございます。

資料3をご覧ください。事務局は資料3のとおりでございますが、感染症対策等のため、委員会の出席につきましては、最小限とさせていただきます。

事務局をご紹介いたします。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

子ども家庭支援担当部長の小田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

子ども・教育政策課、子ども政策担当課長の青木でございます。

事務局(子ども政策担当課長)

子ども政策担当課長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

子ども・教育政策課、子ども政策調整係の大久保でございます。

事務局(子ども政策調整係)

大久保と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

同じく、子ども政策調整係の工藤でございます。

事務局(子ども政策調整係)

工藤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

最後に、私、子ども政策調整係の富士縄です。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の3、各委員からのご挨拶をお願いしたいと思います。資料4の名簿の順番でご挨拶をお願いします。なお、恐れ入りますが、議事の都合上、一人当たり1分程度でのご挨拶をいただければと思います。

それでは、相川梓委員からよろしくお願いします。

相川委員

皆さん、おはようございます。相川梓と申します。子どもも必ず出席番号が1番の相川梓でございます。私は、先ほど区長からのお話がありました、子どもの権利条例をつくるための審議会にも、区民公募委員として参加させていただきました。それを経て、今回子どもの権利委員会ができました。ここで改めてしっかり魂を込めるということが大事だと思っておりますので、引き続き、委員として参加できることをとても嬉しく思います。

区内で三人の子どもを子育て中の母親です。その感覚も忘れずに、いろいろな意見を伝えていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小保方委員

区民代表の小保方と申します。よろしくお願いいたします。私は現在、親子の社会課題を解決するNPO法人に勤務しておりまして、2年前までは、アジアの子どもたちの教育支援を行う国際協力NGOに勤めておりました。皆さんご存じのとおり、子どもの権利は大きく分けると四つあると思うのですが、最初の、生きる権利とか育つ権利に関しては、国際協力のときに、子どもたちが学校に行けなければ行けるように、あとは、栄養不良の子どもたちがいれば、食糧プログラムをやったりというところで関わってきました。今のNGOのほうでは、DVですとかいじめ、虐待に関するところの社会課題を解決していくNGOに勤務しております。

今回、応募しましたきっかけは、子どもの権利の中でも最後に来る「参加する権利」というところも非常に重要だと思っております。私自身も小学5年生の息子がおりまして、区内の学校に通っているのですが、子どもたちの発想力はすごいなということを実感する日々で、今日もやっておりますけれども、学校公開でも、自分の息子以外にも、いろいろなお子さんの発言とかを聞いていると、改めて学ぶことが多くて、子どもの権利を進めていく上では、子どもと一緒に進めていくことが非常に大事だなと思っております。自由な発想力がある子どもたちと一緒に、より多くの区民の方々に浸透するためにはどうしたらいいかというのを、ぜひ皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

別當委員

おはようございます。中野区立小学校PTA連合会から来ました別當知代と申します。私自身

は北原小学校のPTAの代表をしております。個人的に、子どもの権利について、特に勉強したいという思いがあり、今回、手を挙げました。昔から子どもの支援という形で何かできないかなというので、子どものタッチセラピストという、ふれあいとか、そういったものを学んでベビーマッサージの講師をしたりとか、そういうことをやってきたのですが、より視野の広い、子どもも小学生、中学生になってきて、課題とか問題が大きくなるにつれて、もっと広い……情報とか、学べるものはないかなと思っていたので、今回とても嬉しいです。まだ分からない部分がたくさんあるので、今日参加してから、また小学校のほうにも共有していきたいと思えます。よろしくお願いします。

大橋委員

おはようございます。中野区立中学校PTA連合会を代表して来ました、大橋と申します。第七中学校のPTA会長をしております。子どもが四人おりまして、3番目と4番目の子が第七中学校の1年生と3年生です。上の二人が社会人で、二人とも教職に就いています。このあたりの子どもの権利関係は子どもに教えてもらいながらやっているような状況です。小学校のPTAから中学校に移りましたので、学校の中での先生の空気感も違うなと思って見っていますが、せっかくこういったいいルールができ上がっていますので、運用も含めて子どもたちのためになって、いきいきと育て学んでいけるような形にアシストしていければいいなと思っております。皆さん、よろしくお願いいたします。

草野委員

中野区社会福祉協議会の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもの社会福祉協議会では、普段、高齢の方とか障害のある方などのお手伝いをする機会が多いのですが、お子さんに対しては、中野区から施策を受けて、子どもの学習支援事業、進学塾というものも運営しております。私はその担当もしております、皆さんに資料として「こどもほっとネットinなかの」という、こども食堂と学習支援のマップを置かせていただきました。数年前から、こども食堂ですとか学習支援といった住民による活動が中野区内でかなり広がってきておりまして、その団体さんのほうに緩やかなネットワークをつくろうということでネットワークをつくり、年1回、リーフレットをつくって、区内の小中学校の皆さんにお配りさせていただいております。ここに掲載されている団体さんは毎年増えていって、今回も40近く掲載されています。ここに掲載されている団体さんだけではなくて、実はもっと把握していたり、日々増えていたりということで、すごく動いているところだなと思っています。こうした住民の方々はボランティアで活動されている方々がほとんどなのですが、そういった方と一緒に中

野の子どもたちのためにというところの、力をこの委員会でも発揮できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高木委員

おはようございます。私は面白い名前、高木亀介と言います。みんな「亀ちゃん、亀ちゃん」と、うちの奥さんも「亀ちゃん、亀ちゃん」と呼んでおります。所属は、人権擁護委員、中野区ですね。それを今3期目、5年目ですか、務めております。現役で働いていたときは、学校教育に携わっておりました。子どもと言っても大きな子どものほうで、高校のほうでしたので、人権擁護委員の先輩のほうから「やってみなさい」と言われて、一つ返事で「はい」といって受けましたが、一番大事な根幹に関わる制度ですので、一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いいたします。

林委員

初めまして、浦和大学の林です。よろしくお願いいたします。大学は埼玉スタジアムの近くになりますが、住んでいるのは東京の町田市なので、大学まで片道2時間かかるのですが、ここは1時間ちょっとです。よろしくお願いいたします。私自身は、ずっと子どもの意見表明とか参加を大学生ぐらいの頃から、子どもの権利条約の普及推進をずっとやってきています。そういう意味では、90年代中野区のハイティーン会議をずっとやっていて、そこにも関わらせていただいております。

ほかの、川崎市の子どもの権利委員会とか、世田谷区の子ども青少年協議会の委員、豊島区とかにも委員として関わらせていただいております。今、子どもが三人いて、上が高校3年生、真ん中が高校1年生、年が離れて、保育園の年長で5歳と、子ども三人のよき父親です。よろしくお願いいたします。

内田委員

初めまして、東洋大学ライフデザイン学部の教員をしております、内田塔子と申します。私は、大学では、保育士養成、中高幼稚園の教員養成に関わっております。子どもの権利の関係でいくと、子どもの権利条例がちょうど日本で初めてつくられた川崎市の条例づくりのときに、条例の制定の委員会を学生として傍聴していたことがありました。その関係もあって、川崎市の子どもの権利委員会の第2期から、調査に関わったことがあります。それで4、5、6期と権利委員会の委員も務めておりました。ですので、川崎市とはいろいろ縁があって、今も教育委員会のほうの委員等を務めております。

権利委員会としては、中野区がちょうど今このタイミングで始まったのですけれども、実は豊

島区でも始まっています、そちらの委員のほうも兼ねております。いろいろこれから条例ができて、権利救済委員が置かれて、いろいろなことが進んでいくところだなと思うのですけれども、ぜひ皆さんのお声を伺いたいなと思っていましたし、何と云っても子どもの視点を大事にしたいというところが一番にあります。

私が普段、大学で学生と関わっている中で、自己肯定感が低いなと思う学生、それから、授業の中でちょっと意見を求めようと思って「どう思う？」と振ったときに、目をそらされる、当たらないようにする子が多いのです。それは、人と違う意見を言ったらどうしようとか、違うことが怖いという感覚がどうもあるようで、そういう学生を見ると、これはもっと子どもの頃からいろいろな自分の姿とか、意見とか、思いや考えみたいなものを受け止められていく経験を地域の中でしていくと、また違うのかもしれない。また、いろいろ参加する経験をすると、自己肯定感がもっと伸びていくのかもしれない。そんな思いを普段大学生と関わる中で感じているものですから、子ども権利条例が一番大事なところは子どもの意見表明・参加のところで、特に、その視点を大事に、この権利委員会も皆さんと一緒に進めていければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

田谷委員

田谷幸子と言います。どうぞよろしくお願いいたします。今はつくば国際短期大学で、ここからは大分離れた茨城県に住んでいますが、おととしまでは、中野の大学に勤めておりました。相川委員と一緒に、権利条例をつくる審議会の委員をさせていただきました。先ほどお話があったように、恐ろしく熱い委員会で、ほかの審議会のメンバーの人から「うちと違う」とよく言われながら、本当にみんなが頑張ってくつたもので、3月に通ってよかったと私は心から思いました。ただ、中でももちろん賛否両論ありますが、何とか通したわけですから、それは大事にしていきたいです。特に熱い審議会だったのは、子どもの夢も入れ、それから子どもの救済も、子どものためにできることは何でも入れようということで、事務局の方々は、「それ、できるのか。本当にやってくれるのか。」みたいな突き上げにも遭って、そんな中でつくられたものですから、それをこれから具現化するのがこの委員会ということで、ちょっと遠いのですけれども、入らせていただきました。

併せて、ちょっとでも中野区と関わろうと思ひまして、今はDVや女の子の権利を中心に私は活動しているのですが、この6月に、中野の女性団体の理事を引き受けまして、何とか中野区と接点を持っていこうと思っています。権利擁護推進審議会のほうでも、問題になったのは、皆さんご存じのように、中野富士見中学校のいじめ事件、1986年でしたか、そこが起点だろ

うということが何度も言われました。子どもの権利というところでは、中野はそういったつらいものを持って、抱えながら出発していますので、ぜひ皆さん方と具現化できることをしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

皆様、ありがとうございました。

続きまして、次第の4、会長及び副会長の互選に移ります。

まず、会長の互選を行いたいと思いますが、もし各委員から異論がないようでしたら、事務局のほうから推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようなので、事務局のほうから推薦をさせていただきます。

会長につきましては、子どもの権利や子どもにやさしいまちづくりに精通しておられまして、先ほどもご挨拶の中でもありましたとおり、川崎市の子どもの権利委員を第4期から第6期まで務めたご経験をお持ちであるなど、子どもの権利保障の状況の検証などについての経験が豊富な、東洋大学ライフデザイン学部准教授でございます、内田塔子委員を推薦させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(拍手)

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、会長につきましては、内田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここからの進行は、内田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

内田会長

今、会長にご推薦をいただきました、東洋大学の内田と申します。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、こちらから進行させていただきます。次第の4にある、副会長の選出になります。私のほうから推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

私のほうから副会長を推薦させていただきたいと思います。副会長は、お隣にお座りの、社会的擁護において、児童の権利保障を中心的な視点として研究をされてきて、養護施設の実態など、大変精通しておられるということ。それから、先ほどからもご紹介いただいておりますが、中野区子どもの権利擁護推進審議会において副会長を務められて、条例づくりにずっと関わってこられたということで、つくば国際短期大学保育科准教授の田谷幸子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

内田会長

ご異議がないということで、副会長は田谷委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

それから、次第の5、審議事項の諮問についてになります。資料5、「第1期中野区子どもの権
利委員会への諮問について」をご覧ください。こちらは、本委員会の調査審議事項について、
区長からの諮問文になります。交付は、区長の代理で、小田部長からお願いいたします。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、区長の代読で審議文を読ませていた
だきます。

「第1期中野区子どもの権利委員会会長様、中野区長酒井直人、第1期中野区子どもの権利
委員会への諮問について。中野区子どもの権利に関する条例第22条第2項の規定に基づき、
下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項。

- (1)子どもの権利の保障の状況に関すること、
- (2)子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)及び
子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること、
- (3)推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること。

2 諮問理由(上記1(3)について)

区は、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に
生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するた
め、本年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定いたしました。

令和4年度において、本条例第21条に規定する推進計画を策定し、推進計画に基づき、子
どもの権利保障に関する取組の具体化を進めていくことを予定しています。

つきましては、推進計画に盛り込むべき理念及び取組等につきまして、様々な見地からご審
議をお願いするものです。」

それでは、会長のほうに交付をさせていただきます。

内田会長

どうもありがとうございました。それでは、その次、今、小田部長からいただいたこちらの諮
問に沿って、審議を進めてまいりたいと思います。次が次第の6、委員会の運営について、皆

様にお諮りしたいと思います。まず、事務局から申し合わせの案についてご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは資料6をご覧ください。委員会の運営上の申し合わせについてでございます
まず1番、傍聴者のルールについてです。

- (1)傍聴者の方は、会場内での飲食はできません。
- (2)カメラ・スマートフォン等による録音、撮影等はできません。ただし、委員会の決により許可した場合はこの限りではありません。
- (3)Webでのオンライン委員会についての規定がありますが、Webでのオンライン委員会を傍聴する場合、録音、画面のスクリーンショットや録画などはしないでください。また、「マイク機能」「ビデオ機能」をオフにしてください。
- (4)傍聴者が意見表明(拍手等を含みます)、はち巻、腕章等の着用、不要な離席等、委員会の秩序を乱した場合には、会長は傍聴者に対し退場を命じることができることとします。

次に2番、委員会の議事録についてです。

- (1)事務局は議事録をまとめるため、ボイスレコーダーで録音いたします。
- (2)議事録については、委員の方に議事録(案)を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成いたします。
- (3)議事録は、中野区ホームページで公開をさせていただきます。
- (4)議事録の発言者の氏名は原則として記載させていただきます。

次に3番、Webでのオンライン委員会についてです。

- (1)中野区子どもの権利に関する条例第22条で定める「権利委員会」については、Webでのオンライン委員会を含むものといたします。

こちら、会議は原則実地開催といたしますが、新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑みまして、オンラインでの開催とさせていただく場合もございます。

- (2)委員は、発現する際は「マイク機能」をオンにして、それ以外では「マイク機能」をオフにしてください。

以上でございます。

内田会長

ありがとうございました。こちらの申し合わせ案、何か意見がありますでしょうか。こちらでよろしいですか。

それでは、こちらの申し合わせ案のほうで異議なしということで、こちらで進めていきたいと思いをします。

それでは、次に次第の7、委員会の開催スケジュールについて、こちら事務局から説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

資料7をご覧ください。令和4年度の委員会の開催スケジュールでございます。

恐れ入りますが、会場の都合上、こちらの開催スケジュールでの開催をお願いしたいと思います。

主な審議の内容ですが、本委員会は子どもの権利の保障の状況に関することや、推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関してご審議いただくものですが、今年度につきましては、条例第21条に規定する推進計画を策定することから、この推進計画に盛り込むべき理念や、取組等に関することについて、まずご審議をいただきたいと思いをします。この推進計画の策定とスケジュールの都合上、タイトなスケジュールとなり申し訳ございませんが、ご議論いただいた内容を、8月下旬に中間の答申という形でまとめていただきたく思いをします。

本日の第1回につきましては、区の現状の把握、課題の共有でございます。第2回におきましては、課題の整理、推進計画に盛り込むべき理念や取組等の検討。第3回におきましては、推進計画に盛り込むべき理念や取組等の検討、中間の答申(たたき台)の整理。第4回におきましては、推進計画に盛り込むべき理念や取組等の検討、中間の答申(案)の調整。そして8月下旬に中間の答申をご提出いただき、第5回、第6回で、推進計画に係る審議を行っていただきます。

以上です。

内田会長

ありがとうございました。ただいまご説明のあった開催スケジュールについて、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。なかなかタイトで、この委員会も忙しい委員会になるのかと思われるかもしれませんが、ぜひよろしくお願いをします。何かご質問大丈夫ですか。

では、こちらでよろしくお願いをいたします。

次に次第の8、中野区子どもの権利に関する条例の説明、こちらのほう事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

子ども政策担当課長の青木です。改めまして皆さん、よろしくお願いをいたします。私から資

料8、子どもの権利に関する条例の、条文だと分かりにくいところもありますので、説明用の分かりやすい資料をつくって、様々なところで説明するときは、この資料を用いて説明しておりますので、この資料8に基づきまして、条例の内容について簡単にご説明させていただければと思います。

まず、右下にスライドの番号を振ってありまして、まずこちらが2ページ目で、「条例制定の経緯」ということで、先ほどからいくつか話が出ていたと思いますが、振り返りをさせていただきます。

まず令和2年12月に、先ほど話が出た、中野区子どもの権利擁護推進審議会という、条例づくりをするための審議会を12月に設置しまして、こちらもタイトなスケジュールの中でやったのですけれども、6回ほど審議をさせていただきまして、令和3年6月に、答申をまとめていただきました。その答申をまとめる過程で、様々子どもから意見を聴取したり、あとは区立図書館で企画展示をしてみたりと、普及啓発等を行いながら、こちらをまとめてきたという形になります。

6月に答申を受けてから、区のほうで条例の検討等をしてしまして、令和3年10月には「条例の考え方」という素案に当たるようなものをつくりまして、区民意見交換会を実施いたしました。通常、条例の区民意見交換会というのは、広く区民の方を募集して、説明をして意見をいただくという手続になるのですけれども、それだと子どもの参加がこれまでなかなか難しかったというところもありまして、児童館で子ども向けのワークショップ形式の意見交換会というもの、このときに同時開催をいたしました。それも踏まえまして、12月に「条例案に盛り込むべき事項」という、条例の案に相当するものを、取りまとめまして、パブリック・コメント手続を経て、令和4年3月に子どもの権利に関する条例の制定をしまして、今年度の4月1日から施行という形になっております。

次のページ、3ページに進んでいただきまして、ここも繰り返しになりますが、条例制定においてどういう形で子どもの意見聴取、参加をしてきたのかというところをまとめてありまして、上から申しますと、子どもと子育て家庭の実態調査という大規模な実態調査、アンケート調査を行いました。通常、区がアンケート調査を行うことはよくあるのですけれども、その大部分が大人に対するアンケート調査で、大規模な調査を子どもも対象にして行ったのは中野区では恐らく初めてだったのかなと思っております。

2点目として、区内の中学校2校、私立高校1校、国際交流協会、無料塾に対して、出前授業を行いまして、意見を聴取しました。そのほかにも、紙によるアンケートや、ホームページでWe

bのアンケートをしまして、合計1,813件の子どもからの意見をいただきました。これをベースにして、条例をつくってきたといったところでございます。一番下の児童館における子ども向け意見交換会というのが先ほどの条例の素案をつくったときの意見交換会で、右下に写真が載っていると思いますけれども、このような形で条例の内容を、1枚の分かりやすいイラストにして、子どもたちに説明をして、そして子どもたちから意見をもらおうといったことを行いました。

ここからは、条例の内容になりますが、4ページのところでございます。条例の構成につきましては、前文がありまして、第1章から第6章までの編成になっております。

それではまず、前文の内容を説明します。5ページ目になります。前文のポイントということで、コンセプトとしては、大人から子どもへのメッセージを記載すると。子どもが条例の前文を見たときに勇気づけられるようなメッセージを記載するということと、子どもはまちづくりのパートナーであるということをお伝えする。あと、子どもの未来だけではなくて、今も含めて、「今」と「未来」のために子どもの権利を保障するといったことを前文に記載しております。

子どもに対しては、権利の主体であって、一人の人間としてその尊厳が尊重され、権利が保障されるということ、大人に対しては、子どもの声に耳をかたむけて、その意見、考え、思いを受け止め、尊重して、子どもにとって最も善いことを第一に考えるといったこと。区は、子どもをパートナーとして、「子どもにやさしいまちづくり」、これは子どもの権利が保障されているまちが子どもにやさしいまちということで、子どもにやさしいまちづくりを推進するといったことを前文で記載してございます。

続きまして、6ページです。第3条に基本理念がありまして、ここがこの条例の中で最も重要な箇所になります。四つの基本理念を規定しております。

1点目が「子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること」。これはいわゆる「生命・生存・発達の権利」と言われるものになります。

2点目は「子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること」。これは、「子どもの意見の尊重」と呼ばれているもので、審議会の中での議論も踏まえて、ただの意見ではなくて、意見にならないような考えや思いも受け止めていく必要があるということで、意見、考え、思いを表明するといった表現で記載しております。

3点目は、「子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること」。これは、「子どもの最善の利益」と呼ばれているものになります。

4点目は、「子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなく、その

権利が保障されること」。こちらが「差別の禁止」と呼ばれているもので、この条例の大元になる「児童の権利に関する条約」という国際条約の中で最も大事な四つの一般原則と呼ばれているものを、この条例の中でも大事なものとして捉えて、基本理念として中野区に合った規定の内容で定めているものがこの基本理念になります。

続きまして、7ページです。ここからが、第2章子どもの権利の保障になります。これも、条例審議会での審議を踏まえまして、まず、子どもの生活の場面をいくつか想定して、ここでどういう権利が大事なのかを規定したほうがいいというご意見がありまして、まず、「あらゆる場面」で共通して、特に保障されるべき権利をまず定めた上で、「家庭」「育ち・学ぶ施設および団体」「地域社会」という、子どもの生活の場面を想定して、それぞれの場面で特に何を大切にしていけばよいかということ条約の中では記載しております。

本日は、8ページ目からあるとおり、あらゆる場面において、特に大切にすべき権利を中心にご説明させていただきます。あらゆる場面における権利の保障としては、10個の権利を記載しております。いくつか、かいつまんで説明させていただきますと、まず1番、身体的または精神的な暴力を受けないこと。次は4番、自分の意見等を表明し、それが尊重されること。これは子どもからの意見聴取のときも、家族で旅行に行くときに、親が旅行プランを勝手に決めて、自分の意見がなかなか反映されなくてという話がありましたので、ここもすごく大事だと思っております。

9ページ目に進んでいただきまして、5番、学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。これも権利擁護推進審議会の中ですごく議論になったところで、学ぶ権利は当然あるけれども、遊ぶ権利もあるよねと。遊ぶ権利だけではなくて、休むことも大切だよねといった審議がありまして、このような、休むことも含めて、大切な権利としております。7番、失敗をしてもやり直せること。これも権利擁護推進審議会でもとても話題になったもので、今の子どもたちはなかなかチャレンジしないという意見があったのですが、でも、それは失敗してもやり直せる環境がないからそうなっているのだということで、失敗してもやり直せることといったことを強調して規定したほうがいいということで入れております。8番、子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。これも区内の私立高校への出前授業のときに、家族が勝手に、自分への手紙を読まれて困るという意見もあって、プライバシーも発達に応じて尊重していく必要があるかなといったところです。

10ページ目の9番、家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。今、様々、多様化していきまして、

ここも差別の禁止で、何をどこまで列挙していくのかというのは非常に話題になりましたけれども、昨今注目されているようなところも含めて、現状に合ったものを列挙していくべきではないかということで、ここは結構細かく列挙させていただく形になっております。

続きまして、11ページで、区や大人の役割ということで、地域に関係する様々な方々が連携・協働して、子どもにやさしいまちづくりを推進するということをイラストであらわしています。

12ページで、条例に基づく主な取組。では、この条例に基づいて、どういう取組をこれから進めていこうかといったところが条例の中にも書いてありまして、まず基本となるのは、普及啓発とか理解促進。これは第4条の第4項で規定されているところになります。今年度、我々が予定している普及啓発・理解促進については、ここに記載のとおり、子どもの年齢に合わせた条例を分かりやすくしたリーフレットをつくって配るといったことや、児童の権利に関する条約が採択された11月20日を中野区子どもの権利の日としておりますので、それに合わせた普及啓発としての講演会などを予定しております。あとは、学校への出前授業とか出前講座、こういったものも検討しているところです。

13ページ、今後の主な取組として、子どもの意見表明・参加の促進では、子どもが意見等を表明する機会づくりといったところで、様々な区政の場面で、子どもの意見を聴取して、それを反映させるといったことをやっていきたいと思っております。具体的に、今動いていることで申しますと、例えば、児童館を今後どうしていくのか、どういう児童館にしていくのかというところについて、アンケート調査をやっていまして、これについても子どもに対してもアンケート調査を行っております。あと、区立図書館で、指定管理の運営にはなるのですけれども、指定管理のほうで本を購入する際に、欲しい本アンケートというのを今やっていただいています。大人が勝手に本を選ぶのではなくて、子どもたちの目線でどういう本が必要とされているのかといったところで意見をいただくという取組も進んできております。

第14条で、「子ども会議の設置」といった規定がありまして、子どもの意見を求めるための会議体、子どもたちの代表になるような会議体をつくって開催しますといった規定がありまして、こちらについてはハイティーン会議という会議体がありまして、これは中学生と高校生の世代が参加する会議になりますけれども、ハイティーン会議から意見をいただいて、区に対して意見をいただくといったことも進めていきたいと思っております。

14ページで、19条で居場所づくりといった規定がありまして、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めていきますといったところで、プレーパークの支援、これは公園を使って子どもたちが好きな活動をするといったものも、今、中野区では広がりつつあります。

あとは、公園の整備とか、子どもの居場所づくりということで、先ほども草野委員からご紹介がありましたとおり、子ども食堂とか無料塾、こういったところも広がりつつあるのかなと思っております。

最後に、学習スペースの運営ということで、中野区の課題として、子どもたちが自習をするような学習スペースが少ないといったところが一つ、課題になっておりまして、区の施設を使いまして、学習ができるような場所を増やす取組も今行っております。

15ページに進んでいただきまして、こちらが、直接的に子どもの権利委員会に関わるところになっておりまして、まず、第21条で子どもに関する取組の推進計画をつくりますといったところ。あと、第22条、第23条で、中野区子どもの権利委員会、推進計画や子どもに関する区の実施計画を検証するといったところで、本委員会を置くといった根拠の規定がされております。

16ページです。子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利救済機関という子どもの権利相談窓口を設置します。子どもの権利侵害からの速やかな救済と、子どもの権利の保障を図るための機関を置くという規定になっておりまして、これは具体的に言いますと、本年9月に教育センターの分室という区の施設が、野方の早稲田通りにありまして、その中に開設するという予定で、今準備を進めているところでございます。

以上が条例の内容となります。この条例は、子どもの権利の保障を実現するための理念、大切な考え方と、その理念を実現するための枠組を規定したものになりまして、逆に言うと、枠組みしか規定されていない、その枠組を具体化してくに当たって、この子どもの権利委員会の意見をいただきながら、一つ一つ、形にしていきたいと事務局としては考えております。説明については以上になります。

内田会長

ご説明ありがとうございました。これから、いくつか資料の説明が続くのですが、その説明が一通りあった後に、今の条例のご説明の中にも、既にもうこういう課題が見えてきていてというお話もあったかと思うのですが、恐らく皆さんが活動されている中で、子どもの課題が既にいろいろ見えてきているというところもあるのではないかと思いますので、あと、残りの時間でぜひそういったところも共有したいと思っているので、少し何かお話しただけないかなと思っています。どこのところについてでもよいので、肌感覚として、今こういうことが子どもたちの問題で気になっているということがもしあれば、残りの時間でそのあたりを、私たちの中で情報共有をしたいなと思っているので、よろしくをお願いします。

それでは、次に次第9です。検討用基礎資料について、こちら事務局からご説明をお願い

いたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは資料9、検討用基礎資料についてご説明いたします。こちらの資料については、令和元年度に区内の小中学生と保護者を対象に実施いたしました「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」などから作成したものになります。時間の都合上、全てのページについてご説明することはできませんが、いくつかのページにつきまして、説明をさせていただきますので、残りのページにつきましては、お時間のあるときに一読いただければと存じます。

それでは、まず、右下にあります数字の番号の5ページをご覧ください。こちらは、子どもから見た場の満足度になります。こちらをご覧くださいと、図書館や近所のお祭り、商店街のイベントなどは、比較的満足度が高いことが分かります。一方で、子どもが遊べる公園の遊具や屋内で遊べる施設、公園の設備などは、満足度が低く、不満度が高いことが分かります。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは、子どもから見た中野の商業環境の満足度になります。「ジュースやお菓子を買える店の数」については、比較的満足度が高いことが分かります。その一方で、「洋服やくつを買える店の数」「おもちゃやゲームを買える店の数」については、満足度が低くなっております。

続きまして、8ページです。こちらは、子どもから見た中野の安全・安心の環境についての満足度になります。どちらの設問につきましても、「非常に満足」「満足」「やや満足」が半数を超えておりますが、一方で、「通学路の安全さ」については、16.8%、「犯罪や危険の数」については、22.5%の子どもたちが「やや不満」「不満」「非常に不満」と回答しています。

続きまして、12ページをご覧ください。こちらは、「子ども本人のサービス利用意向」についてです。小中学生とも、全体的に、こちらの設問について利用したいと思っている割合が高いことが分かります。小中学生のどちらも、家以外に休日にいることができる場所や、家で勉強ができないときに、静かに勉強ができる場所の利用意向が、半数を超えています。

次に、14ページをご覧ください。こちらは、小学生が平日の放課後に過ごす場所についてになります。「自分の家」「塾や習い事」「公園」の順番に過ごす割合が高くなっております。

続きまして、15ページです。こちらは、中学生が平日の放課後に過ごす場所についてです。こちら、一番割合が高いのは「自分の家」となっております。2番目は「学校(クラブ活動など)」で、次が「塾や習い事」の順になっております。

続きまして、19ページをご覧ください。自分専用の勉強機の有無です。こちらにある「困窮層」とは、低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如のうち、二つ以上に該当する世

帯のことです。同様に、「周辺層」は、いずれか一つに該当する世帯で、「一般層」はいずれの要素にも該当しない世帯となっております。こちらについては、東京都のほうでも同様の実態調査を行っていますので、中野区との比較を掲載しております。小学生・中学生ともに、全ての層において、自分専用の勉強机が欲しいけれどもない、このような子どもの割合が、東京都と比較して高くなっております。

続きまして、20ページです。こちらは、自宅で宿題(勉強)ができる場所の有無を、そういった場所があるかどうかを聞いております。小学生では、困窮層で13.8%、周辺層で11.3%、一般層で3.5%の子どもたちが、自宅に宿題などの勉強ができる場所が欲しいけれどもないという回答となっております。中学生になりますと、困窮層の18.2%、周辺層の6.9%、一般層の3%が、自宅に宿題などの勉強ができる場所が欲しいけれどもないという回答になってございます。

続きまして、27ページ、28ページをご覧ください。こちらは、他の人に相談したり話したりする頻度についてでございます。27ページが小学生、28ページが中学生となっております。小学生、中学生ともに親や友達以外とは、「あまり話さない」「全然話さない」の割合が高くなっております。

続きまして、37ページをご覧ください。「孤独を感じることはない」と思う子どもの割合になります。小学生・中学生のいずれも、約3割の子どもたちが、孤独を感じることはないとは、「あまり思わない」「思わない」と回答しております。これが、孤独を感じているという形になります。たくさんの子どもが孤独を感じているということになります。

最後に、46ページから50ページになりますが、こちらはこの実態調査や子どもへの意見聴取からいただいた子どもの意見を取りまとめまして、共起ネットワーク図を作成したのになります。こちらについては、次の資料10「条例制定に係り聴取した子どもの意見」の中でもご説明はさせていただきますが、見方としては、円が大きいほど出現回数が大きい単語となりまして、線で結ばれている単語同士は共通して出現しており、線の色が濃いほど、その件数が多いという形をあらわしております。

資料9の説明は以上になります。

内田会長

どうもありがとうございました。続いての資料のご説明もお願いしてよろしいでしょうか。

事務局(子ども政策調整係長)

資料10の、条例制定に係り聴取した子どもの意見についてご説明します。資料10をご覧ください

ださい。こちらは、中野区子どもの権利に関する条例の制定までの過程で聴取した子どもの意見をまとめた資料になります。

1ページから27ページにつきましては、中野区子どもの権利擁護推進審議会における審議の過程で聴取いたしました三つの質問、「あなたが『中野にあったらいいな』と思う場所はどこですか」「困っているとき、悩んでいるときは、どうしていますか」「あなたは何をしているときが一番楽しいですか」、このような質問に対する子どもの回答になります。これらにつきましては、出前授業やホームページ、紙によるアンケートを行いまして、それにより意見を聴取いたしました。

続いて、28ページから61ページにつきましては、小学生からいただいた区への要望です。こちらは先ほどの実態調査の自由項目の欄から記載しております。

続いて、62ページから90ページが、同じく実態調査の自由項目欄から記載いたしました、中学生からいただいた区への要望となります。

続きまして91ページと92ページにつきましては、昨年度(令和3年度)に児童館3館で実施いたしました、条例の考え方に対する子ども向け意見交換会でいただいた意見をまとめたものになります。

最後に、93ページから97ページは、1ページから90ページまでにある三つの質問への回答と、区への要望をまとめた共起ネットワーク図です。こちらの見方ですが、先ほど資料9のほうでも説明させていただきましたが、円が大きいほど出現回数が多い単語で、線で結ばれている単語同士は共通して出現しておりまして、線の色が濃いほどその件数が多いということになります。説明は以上になります。

内田会長

どうもありがとうございました。ということで、かなり分量がありますので、一気にご覧いただけていないかなと思うので、第2回に向けて、また資料を読み込んでいただければと思うのですが、まず、今ご説明いただいた範囲内で、あるいは、普段のご活動の中で、中野区の子どもたちについて、日頃感じている課題とか、子どもたちの様子とか、具体的なエピソードでもいいですし、ここでちょっと共有をさせていただきたいなと思っています。

私も、今こちらの調査結果を見させていただいていて、例えば、自己肯定感を聞いているところで、小学生で「自分のことが好きだ」という回答している割合が、「あまり思わない」、「思わない」が合わせると3割ぐらいあるのでしょうか。中学生だともうちょっと増えていて、4割ぐらいになるのですかね。自分のことが好きかと聞かれて、「あまり思わない」「思わない」と回答

している子どもが、3割、4割いるというのが、ここの大丈夫かなと気になるところでもあります。皆さんも普段のご活動の中で、今の中野区の子どもたちについてお感じになっていることを、どこからでもいいのですけれども、どんなことでもご紹介いただければと思うのですが、どなたか最初にお話しただけの方はいらっしゃいますか？

田谷副会長

いただいた資料の中になかったものなのですが、ちょうど条例の18条に、「違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むもの」と書いてあるのですが、これが今回の資料の中においては反映されていないのです。というのも、高校生への出前授業をしたときに、私たちもびっくりしたのですけれども、実は、高校生のほうから違法薬物へのアクセスがすごく怖いという意見がたくさん出されたのです。それは今までのアンケートでは出てこなかったのですが、子どもの生の声から出てきたということで、18条に盛り込んでありますので、その点、追加で入れさせていただきます。

内田会長

追加のお話、ありがとうございます。今ご紹介いただいたものは、小学校高学年と中学生に聞いている意見なので、これでカバーができているところと、できていないところがある。やはり「だれ一人取り残さない」ということで、ここから漏れてしまっている、私たちがキャッチできていないところがあれば、ぜひ私たちが協力してキャッチしていきたいですね。そういった視点も生かして今後の施策を見ていきたいですね。ですので、例えば、中学卒業後の高校生世代というところで、もう少し聞いたほうがいいのではないかとか、あるいは、就学前の子ども、小学校に上がる前の子どもたちも十分に意見を持っています。さっきの条例の話でも、意見という形ではなくて、思いや考えというところも含めて、私たちが受け止めていく必要があるということですので、そういったところも、もっと視野に入れてもいいと思うのです。そんなところでも、それ以外でもいいのですけれども、何かお話しただけのところはありますか。

小保方委員

今、資料のアンケート結果のご説明をいただきましてありがとうございました。「そういう感じなんだな」と見ていたところだったのですけれども、ここから見えた仮説は何なんだろうと思ったときに、そこまで、今まででお話しされているのか、それとも、これを踏まえて今からいろいろな情報を皆さんで出して、仮説をつくって行って、最終的に子どもの権利委員会が解決する課題は何なのだと進めていくのか、その辺だけ、その先の進め方を教えていただければと思います。

内田会長

今、お話しいただいたとおりだと思います。今、それを出し合って、私たちが仮説をつくっていく。条例の制定のところでいくらか見えてきているところもあると思うので、田谷委員と、相川委員にもぜひそのあたりのことを紹介していただきながら、私たちのここでつくり上げていく、そんなイメージがありますけれども、よろしいですか。

小保方委員

ありがとうございます。

別當委員

すごくいろいろ興味深いところがあるのですけれども、2点あります。

1点目は、こういったリーフレットの、子どもの居場所がすごくあるなというのを学校から配布されても、深く読む時間がなかったりすると、そのまま流れていってしまうことがあったり、あと、子どもが機関に、相談する場所。「いじめられているんです」とか、「虐待されているんです」とか、そういうのもお便りであったり、相談室みたいなところのお便りとか、防災に関する情報とか、SNSでのトラブル防止のためのお便りとか、配布はされるのですけれども、もっと子どもが知る機会があったらいいなと思って。そういう意味で、出前授業や出前講座で子どもに向けたもっと深い説明や、もっと、「こんな場所があるんだよ」という時間があるとすごくいいなと思いました。知らなくてもったいないなという。せっかくご用意くださっているものが、親御さんもそうですし、読む人は読むけれど、見ない人は見なかったりするので、そういう出前の、伝えるものももっとあったらいいなと思いました。

あと、無料塾もすごくいいなと思いましたし、選択できる人だけがいい学校に行って、選択肢があって、よりワイドな学びができるというのではなく、そういう環境にない子ども、いろいろな知識を得る権利はある、そういう意味ですごく魅力的でいいなと思ったのと。

あともう1点は、自分の子どもを通してなのですからけれども、昔から大人びていて、大人をイラッとさせるような意見を言ったりとか、真髓をついたりとか、そういうところがあったり、みんなと同じような感じではなく、飛び抜けてしまうと目をつけられて必要以上に叱られたりとか、必要以上に、過敏に悪いみたいなイメージで見られてしまったりするところからの、学校に行きたくないという時期があったのですけれども、どうにか学校と、校長先生とかとお話を進めながら、どういうふうに学校に通うかみたいなのを会議とかもさせてもらったのですけれども、それに対する前例がなかった。そういう生徒はいなかったとか、来られない子は家にいるみたいな。ほかにはないのかなという。

もっと進んでいるところは進んでいるだろうし、この間、新しい令和小学校とかも見学させてもらったのですけれども、そういう居場所があったり、学校の教室に行く前に、ちょっと気持ちを整える場所があったりとか、入れないときはいられる場所みたいなのもあったりしたので、そういう環境がない生徒たちはどうすればいいのかな。おうちに一人でいるのとか、あってはならないと思うし、いろいろなフリースクールとか、あると思うのですけれども、今の時代背景に順応していく居場所的なものも、より充実していくといいなと思いました。自己肯定感につながると思うのです。みんなと、前にならえ、一緒のことをしている子が認められて、ちょっとそうではないとなるとかわいがられないというのは、表現が分からないのですけれども、みんなの個性とか、性質とか、子どもながらの持っているものをもっとリアルに認めてあげる環境があってほしいなと思いました。以上です。

内田会長

ありがとうございます。まさにそういった一人ひとりの子どもを尊重するための条例なので、この条例を生かしていく、具現化していくために、具体的に、中野区にこれから何が必要なのかというところにつなげていくご意見だったと思うので、そういうご意見、いろいろお気づきのことをぜひお願いします。

今、お話しいただいたことに関連してでもいいですし、また、それ以外でもいいのですけれども、何かお話しいただける方はいらっしゃいますか。

小保方委員

今、お話しいただいた最初のほうのお話で、いろいろなサービスがあるのに知られていないというところは、まさにおっしゃるとおりだなと思っていましたし、うちの子もこれを持って帰ってきたのですけれども、「こんなの来たよ」みたいな感じでポンと置かれていて、机の上にあって「何かしら」と見るような感じだったのです。子ども食堂とかというのは親たちが知ること重要だとは思うのですけれども、子どもたちが子どもの権利を知るためには、冊子とかにする、それはもちろん大事だと思うのですけれども、もしこれが子ども向けの冊子だったら、「こんなの来たよ」で終わってしまうのだろうなと思ったときに、子どもたちはiPadをよく見ますので、やっぱりiPadだろうなと思います。例えば開いたときに、そこに子どもの四つの権利が出てきて、必ず目に触れるような仕掛けにするとか、アプリだと興味を持って開きますので、そういうアプリで「どれが子どもの権利に当たるでしょうかクイズ」みたいな、子どもが関心を持つようなそういう仕組みをつくれば、確かにこれ、私も拝見して、本当にいろいろなサービスができていて、心強いと思う中、そこが求めている人たちにつながないのは非

常にもったいないと思うので、その仕掛けがつかれるといいかなと思いました。

別當委員

アプリ、いいですね。学校で配られているiPadに、必ずいつでもアンケートに答えられたり、権利についてもイエス・ノーで答えたり。

小保方委員

あと、そこから相談もできたりするといいかなと思ったり。

内田会長

そのあたりの使い方って今、中野区ではどうなっているのですか。タブレット、iPadの使い方。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

ご意見ありがとうございます。保護者の方のいろいろな実感が感じられて、私もそうだなと思うのですが、中野区の場合は、iPadは教育に関すること以外なかなか載せられなくて。実は条例をつくるときの審議会のときも、様々委員の皆様から、「iPadを使えばいいじゃん、そうしたら小中学生もいけるじゃん」と提案をいっぱいいただいたのですけれども、なかなかそこが、調整の段階では難しく、ただ、今後そこをどう広げていくのかは、課題だとは思っておりますし、私たちはぜひ活用したいと思うのですが、一方で、基本iPadは学習用で、子どもたちだけが開けるようなパスワードだったりして、親が見られる前提ではないようです。

別當委員

校長先生にも言われました。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

そうなのです。親御さんに知らせたい情報もいろいろあるのです。一つのiPadが教育用のものという限定があったときに、私たちは保護者の方にも知ってほしい、子どもたちにも知ってほしいというときに、活用というとあれですけれども、どうなるのかなというのはあります。ただ、GIGAスクールで、iPadが早めに皆さんの手元に届いたので、本当に活用できたらいいなとは思っております。ご意見として受け止めていきたいと思っております。ありがとうございます。

内田会長

それはぜひ。ただ、それを使っている先行自治体もあるので、そこではなぜ可能なのかということ調べて、豊島区なんかはそのあたりはやっているの、そのあたりのヒントをもらって、可能なようにしていきたいですね。相談にも結びつけて。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

そうですね。今の指導室長は豊島区から来た人なので。聞いてもらったりします。

内田会長

ですね。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

ありがとうございます。

内田会長

そういったことも私たちから声を上げていって、せつかくですので使えたらと思いますよね。ありがとうございました。それからどうですか。順不同で、思いついたところからでいいのですけれども、よろしくをお願いします。

高木委員

資料9、子どもから見た場の満足度。満足度を見てみると、お祭りは結構いいところにしているのですね。私は2015年から宮桃町会に入りまして、お祭りで担いでいた。そうしたら、子どもがたくさん来て、小さい広場なのですけれども、すごくいろいろなことを発散していい気持ちで、私たち大人は安全面だけを見て、子どもから意見が出てきて、少し背の高いあれだから、合わせたほうが危険ではないよとか、楽しそうにやっているのですけれども、ただ、コロナの関係で今、2年間中止です。

この町会はホームページで「宮桃町会」と検索すると、すぐ出てきます。大人も子どもも楽しめる、老人も楽しめる。あるいは具合の悪い人もにも見守り訪問などをやっています、子どもにも力を入れている。でしたら、子どもさんが、今言ったように、パツと開ければ見えますよね。それくらい、特に増えて参加します。満杯ぐらいになります。ですから早くできればいいなと思っております。そうやって地域で考えると、いろいろな地域の学校でやってみるといいのではないかなと、それが一つ。

もう一つは、学習スペースですか。資料8の14ページ、学習スペースの確保と、チラッとお話も出ましたけれども、たまたま町会の人で、部屋が空いている方が今、学習スペース、桃花小学校の、開放して、徐々に子どもたちが集まって勉強するだけでなく、話を聞いてやったり、あるいは勉強が分からないと、まさにここの学習スペースでやりたいと、参加する子どもが徐々に増えてきている。そういったところも、幅を広げていけばいろいろな意味で地域と密着した活動ができるのではないかと、実際やっているところもありますので思いました。以上です。

内田会長

そのお祭りは、今年はどうなのですか。

高木委員

今度の日曜日の話し合いの議題になっていました。どうなるか分からないですけど、2年間自粛していて、子どもたちは待っているのではないかなと。「いつやるの？」なんて誰かが言っていましたね。そんなところです。

内田会長

ありがとうございます。そういうこともまた、それこそiPadなんかも使って発信できると、「ここに行けばスペースがあるんだ」とか、知ることも大事ですよ。そういうことを伝えることも大事ですよ。

高木委員

広報ってすごく大事だと思いますね、こういう機械を使った。

内田会長

ありがとうございます。どうですか。お願いします。

草野委員

リーフレットへのご意見ありがとうございます。私たちもつくっていて、どうやってお子さんたちに見てもらうのか、知ってもらうのがすごく課題だと思っていて、小中学校に全校配布できるようになったというところは一つ良かったと感じているのですけれども、どういった方法だったら必要な子たちに情報を届けられるのかということ、逆にご意見をいただければなと思っていたところもありました。

もう一つ、居場所というテーマについては、お子様だと特に家庭と学校というところの居場所になりがちなのだと思うのですけれども、もっとそれ以外の居場所があるかないかで、大分お子さんたちの自己肯定感も含めて、成長に関わるのだなというのをいろいろな活動を伺いながら感じています。

つい昨年度も、いろいろな学校支援の中のエピソードとして、学校、特にクラスの中では、なかなか居場所がありづらいというお子さんの悩みを保護者の方から聞いていて、別の学習支援の場所で、学校も違うし、学年は一緒なのですから、自分のクラスの子がいない場所だったというところで、また違う自分を出すことができ、お友達ができ、初めて同じ学校の子と登校したか、帰ったか、どちらか忘れてしまったのですけれども、というのを子どもから聞いてすごく感動したという話を伺って、場面が違うとすごくよさを発揮できるということが

すごくたくさんあると思うし、大人ももちろんそうなのですからけれども、場所、場所で見せる自分というのは違うと思うのですよね。そういう場所がたくさん増えると、ここは難しいけれども、ここは好きだなみたいなどころを選択したり、いろいろな人に受け入れられる機会があると、ものすごくいいのではないかなと、お話を聞いて、すごく実感したところです。

居場所って、私たちが知っているところというのは、本当いろいろな区民の方がそれぞれの思いでやっていらっしゃるところで、規模も場所も中身も全然違うのですけれども、全然違うから一つでも自分の好きなところを選べる状態なのかなと思いますので、情報発信については、勉強させていただきたいなと思っています。ありがとうございます。

内田会長

ありがとうございます。本当にそういう選択肢を増やしていけるといいですよね。引っかかるところがどこかに一つでもあるだけで、本当に違うのですよね。私も、あちこちの自治体で子どもに調査をしてきているのですけれども、そういった場、学校と家庭と、それ以外の地域が一つでもあること、また、人もそうなのですから、相談できる人、何でも話せる人が一人でもいると、本当に違うのですよね。そこが全くない子どもたちが一定数いて、1割くらいとか場合によっては、ところが本当に心配なところ、誰もつながらないというところが、本当に心配なところなので、こうして選択肢を増やして行って、どこかではつながれるような、また、子どもたちが選べるようなところになるといいですよね。それを発信するといいですね。ちゃんと届けることが大事なのですから。ありがとうございます。

大橋さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

大橋委員

似たような話になってしまうのですけれども、放課後の居場所がないというところでは、子どもたちが公園に行ったり、街をうろうろしたりしているところなのですが、公園に行って遊ばない理由を聞いたら、制限が多過ぎて遊べないと。野球は駄目、サッカーは駄目、あれは駄目、これは駄目と。片や横のほうで高齢者の方がゲートボールをされていて、それはいいのかと。きっと公園の占有許可をとられているのでしょうけれども、乳幼児を連れてうちのPTAの親が近くを歩いていたら、「危ないからどきな」と「ボールに当たってけがしても知らないよ」と言われたと。これは一体どういうことかという話がありましたが、公園も行きづらいので行かないと。子どもたちは公園に行くけれども、制限があるので、公園でゲームをしていると。集まって無言で、みんなでゲームをしているというのが現状でして、本来でしたら、親の世代も含めた話せる場所というのですか、児童館のようなところで見てくださいっている施設の方たちと、

ちょっとお話をしたり、自分の思いを吐き出したりすることで、何となく落ち着いて整理ができて帰れるといった場所が多かった気がします。残念ながら、児童館に関しては大分少なくなってしまうので、これに関しては本当に残念な状況だと思っています。

また、未就学児の親の方の集える場所がないというところでも、非常に意見が多く挙がってくるのですが、区のほうにお話をしても、学校に一つ置いてあるとか、週に1回行けるとかいうお話をされるのですけれども、ほとんどの方が行きづらくて行けないという状況で、活用できていないというのもあったりします。ミスマッチというか、ずれている部分もあるのかなんて思いながら、いろいろなことを話しているのですが、日本の生活のスタイルというか、標準家庭という考え方が大分変わってきている。お母さんはパートに出て行って、仕事していて、いない。そうしないと食べられないみたいな部分とか、生活のレベルを落としたいとか、様々な理由だとは思いますが、結局、家に帰ってもお母さんがいないので、話し相手がいなくて、一人で寂しいとか。でもそれなりに満たされているので、そんなに不満もないかなと言いながら、みんなゲームしたり、SNSをやったりというような状況で、何だかなという状況が続いていますが、公園の話題に戻ると、公園で遊ばないという話があったので、今お話にあったプレーパークに関しては、私たちも組織をつくりまして、プレーパークの活動を今、しているところです。遊んでいる子どもたちの表情が、段違いに素敵な笑顔が出てくるので、これはやはりみんな我慢してやっていたのだなと感じながら、見守りながらやっているところではあるのですが、この常設のプレーパークの話も準備できればなんて思っています。

最初に話が出てきたiPadの話です。iPadも、子どもたちは、iPadを持ちながら家の中で生活しているぐらいにiPadなのです。いいのですが、質問をすると、iPadを通じてSNSで返してくるご家庭もあると。iPadに教育に関することしか入れられないというお話がありましたけれども、入れられない理由がよく分からなくてですね。誰が駄目と言っているのか、どんなルールでそれが決まっているのか、ぜひ表に出していただいて、駄目と言っている方のお話を聞いてみたいなんて思ったりしますが、いずれにしても、子どもたちの意見の発信の場は相当制限されているような気がするのです。ということと、今、中学校に上がって、小学校と違って個々ではなく、自立の年齢だというのはよく分かるのですが、生意気な思春期の子どもたちの意見を抑えるためにも、少し圧をかけたいという先生の気持ちも分からなくはないのですが、小学校と違う圧を非常に感じながら、いかななものかなと思っております。こういった場を通じて、子どもの権利は大切なものであるのですが、同時に、子どもにもきつと義務があるのだらうということで、「権利を守るよ。でも義務も果たそ

うね」と教えられるような学びができればいいかななんて思っています。

内田会長

ありがとうございました。プレーパークはどのぐらいの頻度で、どこでやっていらっしゃるのですか。

大橋委員

月に1回、丸山塚公園で4月から始めたばかりなのですが。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

沼袋駅からですかね。

大橋委員

そうですね。沼袋駅から北側に坂を上っていただいて、徒歩で3~4分かなと思うのですが、そこでやっております。

内田会長

そういう活動は、区内でいくつかあるのですか。

大橋委員

そうですね。元々は、もうちょっと若い保護者の方がやってくださっていた活動があったのですが、そこは、この3月で一部廃止する話になったところを、もったいないということで、我々が引き継いで、公園は変わってしまっているのですが、そこで、団体としては三つ、四つぐらいの団体が主に活動をして、情報交換をしながら、やってはいるのですが、なかなかお金がかかるというのもあったりするので、昨日も政策助成の申請をさせていただいたのですが、その辺のハードルも結構高かったりして、一般的にはなかなか申請書を書けなとか、たまたま私が行政書士をやっているの、そのあたりは自分で書けてしまうのですが、よその方たちは結構ハードルが高いので、区議さんの応援をいただいて申請したり、参入障壁みたいなものが結構あるのですね。そのあたりがもっとなくなると、結構手伝ってくれるお母さん方は、街に多いのではないかななんて思っているのですが、

内田会長

区内でそういった活動をされている人も、つながっているのですかね。それぞれにやられているのか。そんなところも情報としても集約はするといいのかなとも思いますし、いろいろつながりたいところですよ。

大橋委員

LINEで連合会みたいなグループをつくって、そこで情報交換したりしながら力を貸し合いな

がらやっている部分があるので、上手にやっているのではないかなと思って見ているのですけれども。

内田会長

ありがとうございます。こちらの権利委員会で、いろいろなアイデアを出していただいて、話していくときに、ぜひ地域で活動されている方々とつながって、そこで聞く話もぜひここでご紹介いただけるといいかなと思います。いろいろなところのご意見をいただいて、アイデアを実現できるといいですね。ほかはどうでしょうか。特にご意見、ぜひお願いします。

相川委員

中野区内の町会は、程度の差はあれ子ども向けの企画を開催して下さったり、町会全体で企画もして下さっていたり、こどもほっとネットがあり、最近ではプレーパークも増え、学習支援の場も区が主体で用意してくださっていて、本当に子どもの環境は少しずつよくなってきているなと私は今思っています。

一方、それぞれの団体は何となくつながっているような、つながっていないような印象があります。そこをしっかりと区がサポートするという体制や関係性は今はあまりとれていない印象です。力のある区民の方がたくさんいるのが中野区の魅力で、そこをバックアップ支援するというのが、中野区でできたらもっと絶対よくなるなと感じています。

それとは別の観点として、子育てする世帯の特徴について感じていることをお伝えします。私は最初の子どもを中野で産んでから12年ぐらいたちましたが、親戚がいるわけではなくたまたま中野区に住んでいる人間です。同じような家庭の方が多いのも中野区の特徴だと思っています。中野区には単身世帯が多く、そこで結婚して、子どもを産んで、部屋が狭くなって出て行ってしまう人が多い傾向が長年あったと感じているのですが、最近では共働きも増えたことにより、交通アクセスのよい中野に残って暮らそうという方も増加し、一時期よりも子どもの数が下げ止まっていると認識しています。赤ちゃんを産んで、頼れる祖父母もいない中で、産後鬱になってしまう方などが発生しやすい状況だと言えると思っています。今コロナで在宅勤務をする方もすごく増えていて、中野でも虐待の数が増えているという話を聞いています。「パートナーが向こうの部屋で仕事をしているから静かにしなければ」となってしまうがちだと想像するのですが、中野区は外に行って、乳幼児さんが過ごせる場所がすごく限られています。児童館が日曜日と月曜日がお休みなので、いつでもどこでも行ける場所がないというのが課題だと思います。中野区も児童館を日曜日開くことも試み始めてくださっていて、すごくありがたいのですけれども、多分まだ足りない、知られていないというのを課題として感じています。

す。

保育園も、待機児童問題、中野区でもずっと問題にはなっていました。待機児童数が減ってきて、逆に保育園の枠が余ってしまうことが課題になってきているとは思っています。元々、保育園ではまだ通っていない乳幼児さん向けのイベントをやってくださっている園もあつたりしましたので、今後はそのような連携強化がもっと実現できるのではないかなと期待しています。中野区は保育の質ガイドラインというものをつくって、保育の量だけでなく、質もしっかり高め確保していくことを目指していると理解しています。なので、保育園と子どもの権利とつなげる形でしっかり守っていくという体制がとれるといいのではないかなと思っています。

子どもの居場所については、中野区は豊島区と似ている環境で、住宅がいっぱいあって、限られた狭い公園が多くて、なかなか子どもが自由に遊べないというところがあります。私の知り合いから聞いた話だと、休みの日や放課後に児童館にもいられなくて、どこも行けなくて、友達の家に入り込みたくなる。お昼も要らないからずっといさせてくださいという子がいるそうです。今共働き世帯も多くて、どうしてもそういう負担が専業主婦の世帯の方にいってしまう。「あそこの家はお母さんが日中いるらしいよ」という情報が共有されて、そこに行きたがる。そこのお母さんから毎日はちょっと負担になるといった話も聞いています。なので、そういうお子さんが、行きたくなる、毎日開いている公的な居場所があるということがすごく大事なのではないかなと思っています。

また中野区の現状として、元々中野区は子どもの数が減るという前提で、小中学校の統廃合が計画されてきていまにいたります。統廃合されると、それまで小学校区でつながっていたPTAとか校区、町会の単位というものがいろいろ変わってってしまうので、そこで地域をつなぎ直すということも、統廃合する以上は、区もある程度支援して、しっかりやっついていかないといけないのではないかなと思っています。

あとは、コミュニティスクールを中野区は今年開始すると聞いています。町会とかPTA、コミュニティスクール、子ども食堂に、プレーパークと、そういったものを全部、点と点をつなげて、子どもの権利で一つにつながれたらとてもすばらしい区になるのではないかと、それをぜひこの委員会から発信していけるといいなと思っています。以上です。

内田会長

そう思います。ぜひそんな、また、一つの力としてこの委員会もありたいなと改めて思います。どうもありがとうございます。

私のほうで改めて一つだけ伺いたいところがあります。今出てきたお話の中で、カバーでき

ていないところは何でしょうか。子どもたちのところで、カバーできていないところがないかどうかというところの確認をしたいなと思っていて。事前に私が考えてきたのは、既にお話ししてくださっている、例えば不登校のところはどうなのかということ伺いたかったところだったのです。

あとは、例えば、施設入所の子どもたちとか。児童養護施設等に入所している子どもたちは、ちゃんと意見を聞かれているかどうかということも気になっていたのですよね。あと、お話にありましたけれど、乳幼児さんが昼間に行く場所がないという話がありましたけれども、乳幼児の子どもたちに、場合によっては保護者に話を聞くこともあるのかなと思うのですけれども、ただ聞き方によって、就学前の子どもにも、十分いろいろな思いもありますので、それを私たちのほうの聞き方を工夫して、中野区に対して、日頃感じていること、あるいは、こうだといいなと思っているというのも聞けるといいのかなと思ったり。

もし、皆さんのいろいろなつながりの中で、何か子どもに対して私たちが出かけて行って、話を聞きに行けるような場所がありますか。先ほども、リーフレットを配布するだけではなかなか情報が伝わらなくて、出前講座などがあるといいというお話だったのですけれども、確かに本当によく、出向いて行って、そこで話をする。そこで何かワークショップのようなことをやって、理解を一緒にしていくような、そこで、話しやすい雰囲気の中で、いろいろな意見を聞くような、そんなことをやってもいいなと思っていたのですよね。この調査の結果、かなり膨大なものがあるので、実際に自由記述も一つ一つ書いてくれた子どもたちの意見なので、全部目を通して、それも踏まえて、ほかにもう少し聞いたほうがいいところがないかなというところで、お尋ねしてもいいですか。ここに行くと話が聞けそうだとか、居場所で子どもに話が聞けそうだとか、そういう場所はありますか。プレーパークとかはあまり、どうですか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

プレーパークは、さっき大橋委員のほうでも言っていたのですけれど、まず、ずっとやっていた方がいて、そこから広がっていて、ネットワークが各団体間でつながっています。昨年度までに立ち上げがうまくできたところは、放課後子ども教室のいわゆる区の委託になるのですが、10/10のお金がつきまして、運営をしていただいております。今、新しく丸山塚で始めたりされようとしているのは、政策助成なので、2/3助成なのですけれども、区の助成金を使って活動を始めていただいているのだらうと思います。

そのところには実際に行って声を聞くことは可能だと思います。活動日とか、活動場所はかなりPRされていますので、そこから子どもたちのいろいろな声、実は活動されている方か

ら、私や課長には毎回レポートが写真とともに来るのですけれども、すごく楽しそうな様子や、来てくださっている保護者の方も一緒に撒収というか、片づけも手伝ってくださったりしていて、本当に楽しんでいる様子が伝わって、この都会の中で、泥遊びに興じてという感じで、いいなと思っています。そこは聞きに行けると思いますし、場合によっては、例えば、子育てひろばですとかも、私どもの所管で、育成活動推進課で担当しておりますので、聞きに行くこともできるかなとは思っております。

内田会長

ありがとうございます。今、急にということではなく、ちょっと考えてきていただけないでしょうか。第2回が7月3日になるのですけれども、そのときに、例えば、こんなところに話を聞いたらどうかみたいなことも、一緒に考えてきて、出し合うみたいなこともしたいと思うのですけれども、タイミングとしては、遅いですか。ある程度ここで出したほうがいいですか。

事務局(子ども政策担当課長)

これまでの条例制定過程でたくさん、いろいろなところに意見を聞いてきて、取りこぼしがあるのではないかというのが内田会長からのご提案で、それについてこれから意見を聞いていく。意見を聞く目的として、まず、当面、この子どもの権利委員会にやっていただくこととして、今年度計画を策定するので、それまでにまずは条例を具体化するに当たって、どういう取組をしていけばいいのかというところを中間の答申として、8月下旬で一旦議論をまとめていただきたいというのがあります。そこに直接関係する意見聴取であれば、早急に7月、8月の前半あたりで、やっていただくことになりまして、それとはまた少し軸が違って、もう少し中長期的に、今の子どもたちの現状がどうなっているのかというのをモニタリングしていくという意味合いでやるのであれば、もう少し中長期的なスパンでやっていけばいいのかなというのがあるので、どういう内容をどのタイミングで聞いていくのが必要になるかということも含めてご議論いただければよろしいかなと思います。

小保方委員

前職の国際協力機関に勤めていたときに、結構出前授業をやっていたのですが、アジアはこういう状況がありますよみたいな授業をやっている中で、情報を使える場としては、出前授業はすごくいいと思うのですけれども、子どもの本音を引き出すのは難しいなと感じています。なので、今おっしゃっていた子どもの本音を引き出すとなったら、今まである場を使うとか、あとは、子どもはそのときに来た大人には、心は開きませんので、普段から関係をつくっていらっしゃる方に協力をお願いして、子どもの意見や本音を聞くというのがいいのではないかな

と思います。出前授業はもしかしたら違うかもしれないなと少し感じました。

あとは、聞ける場所があるかというよりは、本音を聞くにはどういう場所づくりをしたらいいかという観点で、どこが適切な場所かというのを、皆さんで決められるといいかなと思います。

内田会長

いいですね。

別當委員

学校はだめなのですか。

小保方委員

学校は、子どもたちが、先生をすごく信頼している子もいるし、そうでないお子さんもいるだけに、届いている声というのは多分、信頼している子どもたちからの声で、実はそこに見えないところがあるのではないかなとは感じているので、もちろんそれも一つだとは思いますが、けれども。

別當委員

学校の学活とか、ディスカッションする場という授業を多く、教育の中に取り入れていけたらいいなと思っていて、例えば、スクールカウンセラーさんでもいいですし、そういうのが当たり前になったら、みんなが必ず行く場所で、そういうチャンスがある、周りの子が意見を言っているのを聞いて、自分も少しずつ言ってみようかなみたいな、子どもに育てていくみたいな感じで。今、あまりないと思うんですよ。リアルに聞ける場所。

小保方委員

ディスカッションの場を、結構今の学校は設けられているなと思うのだけれども、うちの息子を含め、積極的に発言できない子は結局、自分の意見がそこで表明できていなくて、後で家庭で聞くと結構いいこと言っているのに、それは言わなかったのねという感じのことがあったりするので。

別當委員

でもそれは、お母さんがヒアリングできるではないですか。

小保方委員

そうですね。なので、もしかしたら、アンケートとかだったら答えられるという子もいるかもしれない。発言できる子はすればいいし、それがなかなか苦手だという子は別の方法で。いろいろな手段があれば。あと、先生に相談できる子もいれば、スクールカウンセラーとか、ほかの先

生たちや、養護の先生とかがいいというお子さんもいるだけに、選択肢は増やしたほうがいいかなとは思います。

別當委員

先ほど大橋委員の、中学生の自立とか庄というところから思ったのですけれども、保育園が最先端を行っていると思うのです。子どもを受け止めるというところの、そういう大事な時期かも知れないのですけれども、その子どもをまず受け止めてから、保育を進める。先生方の教育もすごく、研修とかすごく熱心な感じを、保育園に関わる機会があって、そういうのが見受けられたのですけれども、小中学生ってまだぬるい。なぜかという、さっきの不登校につながるのですけれども、今の子どもたちということを見ていない部分が多い。昔ながらの「はい」「起立」「気をつけ」「礼」ではないのですけれど、ほかの子と違う子は目立ってしまって、いじめの対象になるのではないかと、では抑えておこうとか、この間も直接中学校の先生に言われたのです。「こういうことをするから目立ってしまってひがまれるのではないですか」と。ちょっと残念だった部分もあって、思うのですけれども、あと教育委員会にも、中学校に通うときの学区の相談をしに行ったときに、そういう背景があってというご相談をしたときに、「ああ、その問題は、うちはちょっと分かりません」みたいな感じであしらわれたときに、ではどこに言えばいいんだろうとか、相談して、そういう場合の中学校の選び方とか、どうしたらいいんだろうと親として悩むことがあって、私がそういうところにぶち当たるということは、もっと多くの方もいろいろなところでぶち当たっている方もいるのではないかなと思って。もうちょっと、小中学校も、これからの子どもたちの未来を考えて対応すべく、研修なり教育なりしていったほうが、先生たちも本当はこういうふうにやりたいけれど、決められてしまっているからこうしなければいけないのかなと。そうしたらもったいないですし、何年生になったから自立しなければいけないですみたいな感じは、ちょっと違うかなと思うので、受け入れた上で、事実をうながしていくというのは常に必要かなと思うので、そういう中学校があるとしたら、変わっていかないとなと思いました。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

私も教育委員会の参事なので、身分はありますので、今日いただいた意見は様々事務局内でも受け止めさせていただこうと思っておりますので、ありがとうございます。

事務局(子ども政策担当課長)

先ほど話題に出たiPadの利用について、学習端末の利用については、今、学校側になかなかルールがないので、新しく子どもに対して意見を聴取するのに使えたりとか、子どもに対し

て情報発信をするのにそのツールを使いたいという、我々が提案をしたときに、受け止めるルールがないというのが実情で、使わせないということではないのです。校長の代表者の会がありまして、そこと、今後どういうやり方でやっていくのかというのを、いろいろ意見交換をしているところです。あと、今回、学習場所が区内でなかなかないので、子どもが使える学習スペースの一覧というのを我々のほうでつくってしまっていて、今までは紙で配っていたのですが、今回は学習端末にデータで配信させてくれということをお願いして、確かに今ルールはないのですが、今回についてはデータ配信のほうもしていただけることになったので、少しずつ協議しながら、ルールの中でどういう協力をいただけるのかというのを進めているところなので、その状況も、この権利委員会にフィードバックもさせていただきたいと思っております。以上です。

内田会長

そのお話があるなら、その流れで一つ一つできないかなと思いますよね。少し希望が見えた気がしました。

小保方委員

一つだけアンケートから見えてこなかったことが、「ジェンダーの違和感を感じる子ども」に対してどのようにこの権利委員会でやっていくかというところがちょっと見えなかったなど。今、すごくメディアでもLGBTとか出るようになって、子どもたちの中で、自分の体と心の違いを感じてモヤモヤしている子が、メディアを通して、これってそういうことなんだと気づく子たちが増えてきているだけに、気づく年齢が下がってきているのではないかなと思って。小学1年生や2年生でも、そのギャップに気づく子が増えてきているなという実感があるので、そうなるくと、小学校も、トイレは「男」「女」だけでいいのかとか、その辺も気づく子たちが増えていくだけに、それに合わせた環境整備が必要ではないかなと。まさにこれは子どもの権利の一つかなと思ったので、そこも含められるといいと思いました。

内田会長

ありがとうございます。今、LGBTQのところも、ぜひ視点として持っていきたいですし、そのあたり子どもの話を、話しやすい形で、私たちがキャッチできる場をもし設定できたら、あまりプレッシャーをかけない形で、皆さんで話を聞きに行けるといいですね。実現の方向に向けて考えられればと思いますし、林さんは子どもの意見の聴取とか、そのあたりでいろいろ活動もされてきているのですが、今までのところで、何かお話しいただけることはありますか。

林委員

今、いろいろと出てきているところで良いかなと思います。あと1点、LGBTQもそうですし、外国にルーツのある子どものところが何も出てきていないので、そこはどうするのかなというところはあります。

あと、ヤングケアラーや、そこを子どもの貧困とつなぐのかどうか、というところは気になったりはしました。

あと、先ほど子どもの本音を引き出すというところの小保方委員の話もあったのですが、そこについては、学校での研修とかもある中で、信頼できる先生がいるかどうかというところもあるのですけれども、ほかの自治体、特に川崎市に今ずっと関わっていて、川崎市も同じように答申とか、出したりする中で出てきているのは、子どもの声の聞き方が、大人ができていないというところがあって、そこが大事で、子どもに対する子どもの権利条例とか、権利の研修だけではなくて、そもそも大人自身の理解がないと意味がないというか、難しいので、大人自身が学ぶ機会をどうつくっていくのか。その際に子どもの声を聴くというのはこういうことなのだよというのが、一つはロールプレイを含めてきちんとやらないと、頭で理解しても、実際できないというところもあるので、きっとそこが大事だろうなと思っています。

小保方委員が言っていた、ご自身のお子さんがあまりうまく言えなかったことも含めてで言えば、子ども自身も、もっと意見の言い方、伝え方というもののトレーニングみたいなことも大事だろうな。というのは、川崎の答申で盛り込んでいるのですけれども、そういったことをきちんと理解して伝えていく、しかもそれはいわゆる意見という、オピニオンではなくて、子どもの権利条約でいう意見表明とか、意見の尊重で言うところは、オピニオンではなくて、ヴェューズ、思い描いていることなのです。私も研修会とかでよく言うのは、私には5歳の娘がいるという話をしましたけれども、1歳半ぐらいから自分が今日何を食べたいとか、何を着たいとか、どんな靴下を履きたいとかって、親からするとそれはちょっとなとか思う部分、でもそうやって言うことも全部子どもの意見なのですよね。それを聴けるか、聴けないか、忙しいから駄目としてしまうのか、大人が全部決めていってしまったら、きっと大人が決めたものしか選ばない子になってしまう。でも、小さい頃から自分で決めていいんだなという、自己決定をやっていくことが大事だよなみたいなところを、丁寧にやらないと、意見を言う、思い描いたことを伝えることができなくなってしまうので、そういったことをきちんと子どもにも伝える。親もそうですし、学校の先生とか、ここで言う事業者とか、子どもに関わるいろいろな大人がそこを学べる機会をつくっていくことは非常に大事なので、その辺が、この計画の中で、何か入れられたらいいなと思っていますが、どうしたらいいだろうというところです。

内田会長

ありがとうございました。この流れで田谷委員にいてもいいですか。いろいろお話できることがあるから、ちょっとお時間を。

田谷委員

林委員の先ほどの話で、セーブ・ザ・チルドレンの調査でしたよね、学校の先生が子どもの権利条約を知っているかどうかで、中身までよく知っているかという、すごく少なくなっていたので、「あちゃ」と思いながら見たのですけれども、意見聴取をするのも大事なのですけれども、まずは条例ができたという報告を各学校に、子どもたちに報告に行かなければいけないので、どんなふう聞くかは別として、まずこのスケジュールの中で、推進計画を立てなければいけないので、どの形でも、出前授業でもワークショップでも、私たちが出向いてでも、何らかの意見は聴いていかなければいけないと思います。

また、ここにいらっしゃる方々だけではなくて、こういう場もありますし、いろいろな団体もここにはありますから、そこらを全結集して、いろいろなところでアンケートをとれるような体制を、7月までにとれますかね。できたら、それまでにiPadも、アンケートをとれるといいなと思うのですけれども、7月は難しいですか。

事務局(子ども政策担当課長)

昨年度にとったアンケートもベースにするとなると、どこが漏れていて、どこをもう少し聞かないといけないのかということもあるのかなと思うので、優先順位をつけながら、期間も限られていますので、やればよいかなと思っています。

田谷委員

分かりました。ありがとうございます。審議会で抜けたのが、施設の子、里親の子に関して。それから、乳幼児に対しては、意見聴取ができていないです。外国籍に関しては、たしかできたのですよね。今回、外国籍の子も、1回しか聞けていないですよね。なので、そこも網羅しながら、施設の子、それから里親の団体も中野区は頑張っているところですので、里親の団体の方にもお願いして、子どもの意見の場を設けていただくということと、乳幼児が集まる場となると、私はその帝京平成の親子広場が、たしか100名ほどのご家族が集まっているという記憶がありますので、そういったところを使って、審議会で漏れた分は、必ず意見聴取をしていただきたいなと思います。

この委員だけではなくて、できたのだから、ありとあらゆる団体とPTAの力なども借りながら、圧力をかけるときは圧力をかけ、子どもにとって何が大切かをできる限りつくっていただ

けたらと思いました。特にプレーパーク、今回大橋委員が頑張ってくださっていると聞いて嬉しかったのですが、私も介護のためにど田舎に引きこもったので、どの家庭もプレーパークなのです。どの木を切ってもいいし、リアカーをどこで押してもいいし、土日は私の家の庭で遊んで、「もういい加減帰りなさい」と言うと、次の日、庭に行き、そういう環境が田舎にはまだあるので、それをどうつくるか。居場所もそうですね。いさせてくれと言われれば、「いいよそこにいな」みたいな感じで、いられるようなど田舎に私はいるので、それを都会でどう展開するのかという、やはり大人が場を設定しないと、自然にできることはあり得ないので、その場をどうつくるかというのが今回大きく、学校の中にもつくり、商店街の中にもつくり、公園の中にもつくり、あと足りないのはどこだと探しながら、小さい場でいいと思うのです。そんなに大きい場でなくていい、ただ、そこに安全に子どもがいられる場をどれだけ設定できるかは、区民の方々のお力を借りながらやっていくしかないと思うので、それをつなげるというのが今回のこの委員会の役目かなと改めて思われましたので、熱い話し合いをしていけたらと思います。お願いします。

林委員

もう1カ所、中野区の場合、区内に住んでいるけれども、私立を含めて区外の学校に通う子どもがどれだけ地域でつながっているのか。あるいは、区外に住んでいて区内の学校に通う子どもがちゃんとこの条例が分かる、知り得るのかどうか、そこは。ヒアリングはたしか私立の高校でしたか。行かれていたというのはお聞きしているのですけれども、その辺、同じ区民という定義の中に全部そこ、入ってくるはずなのですけれども、そこがまた、ただ学校に行けばいいだけではなくて、そういった子もいるという視点は忘れてはいけなかなと思います。

内田会長

その流れで、あとはハイティーン会議。この会を通して、ハイティーン会議とも連携していくお願いをこちらからしても、話を聞けるようにするといいいのかなということと、それから、先ほど、条例をつくって施行になって、報告に行くという話をしてくださいましたけれども、それを例えば、権利救済委員は、この条例の広報というところも担っている役割でもあるので、まさに出前授業をやったりというところなのですよね。そこコラボして私たちも足並みをそろえて、分担していけるといいなと思ったということかな。以上ですかね。おおよそ出たのではないかと思います。

時間も来てしまっているので、いろいろなお話、ありがとうございました。本当に力のある区民の方が多くいらっしゃるということですので、私たちと、それ以外の方々と一緒に力を合

わせて進めていきたいですね。区にやっていただきたいことと、また、私たちができると、お互いにいい関係で話し合いをしながらやっていければ、連携・協働というところを実質的にしていければと思っております。以上で、おおよそお話ししたかったところがお話しできたかなと思います。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、次回の日程についてご案内をさせていただきます。

次回につきましては7月3日、日曜日、10時からになります。場所は本日と同じく、こちらの区役所5階の教育委員会室となります。

それでは、本日につきましては、以上をもちまして、第1期第1回中野区子どもの権利委員会を終了いたします。皆様、本日はありがとうございました。

午後12時09分 閉会